

議会トピック

3月 定例会

2月21日(木)～3月18日(月)

塩尻市では
こんなことが決まりました。

陳情・・・・・1件

議員提出議案・・・1件

市長提出議案・・・32件

◆見直される使用料等
次の市内体育施設利用料を見直します。
塩尻市営野球場
塩尻市立体育馆、櫛川体育馆
塩尻市中央スポーツ公園
塩尻市道場
塩尻市営櫛川運動場
塩尻市立櫛川屋内運動場
塩尻市立広丘体育馆
塩尻市屋内ゲートボール場
そのほかに、市道占用料、水道料金、靈園の聖地管理手数料、一般廃棄物処理手数料なども見直します。



令和元年1月1日より、消費税率が8%から10%へ引き上がるのに伴い、市内の施設使用料等を見直す。



《議案第1号》

消費税増税に伴い、施設などの使用料を見直す

消費税法の特例として、仕入れにかかる消費税と徴収した消費税を同額とみなし、結果として納税額が発生しない仕組みとなっている。国からも、適正に消費税を使用料に転嫁するようとの通知があった。



左上：市営野球場 右上：市立体育馆
左下：塩尻市屋内ゲートボール場 右下：塩尻市中央スポーツ公園（サッカーグラウンド）

- ◆委員会Q&A
- Q 消費税を納税しない市が、なぜ使用料に消費税分を上乗せするのか。
- A 納税義務はある。しかし、

審査結果の一覧は15ページに掲載しております。
提出議案の概要は塩尻市議会ホームページで確認できます。

